

岩手県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 北上市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 北上都市計画公園事業5・5・3号展勝地公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 平成12年岩手県告示第185号、平成19年岩手県告示第244号の事業地のうち、北上市立花10地割地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 平成12年岩手県告示第185号、平成19年岩手県告示第244号の事業地のうち、北上市立花10地割地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間 平成12年3月7日から平成30年3月31日まで